

# 交通事故被害者の会

第25号

2008年1月10日(年3回発行) TEL 011-233-5130 FAX 011-233-5135

E-mail [hk-higaisha@nifty.com](mailto:hk-higaisha@nifty.com) ホームページ <http://homepage2.nifty.com/hk-higaisha/>

発行 北海道交通事故被害者の会  
代表 前田 敏章

事務局

060-0001 札幌市中央区北1条西9丁目  
ノースキャピタルビル4階

被害者の会は、被害者どうしの支援と事故をなくすための取り組みを目的とした、交通事故被害者や遺族でつくる会です。入会希望の方は事務局に電話をください。会費はありません。年3回の会報が送られ、毎月の例会に参加できます。例会時に当事者同士としての相談も受けています。(例会の日程はp 12)

## 伴侶との別れは死の体験

札幌市東区 内山 孝子

最近、身近な人から「あの状況の中でよく生きていたね」などといわれる様になった。

主人は国家公務員として歴任し、第二の職場も平成8年3月で定年退職。これからは二人の老後の生活が始まると笑いながら話していた主人。草花を育み、多くの友人を大切に、酒を楽しみ、日々のんびりと過ごしていました。頑固で私には支配的でしたが、最近、主人のにこやかな顔を見て「お父さんも悟道円熟の境地に入って来たなあ」と感じていました。

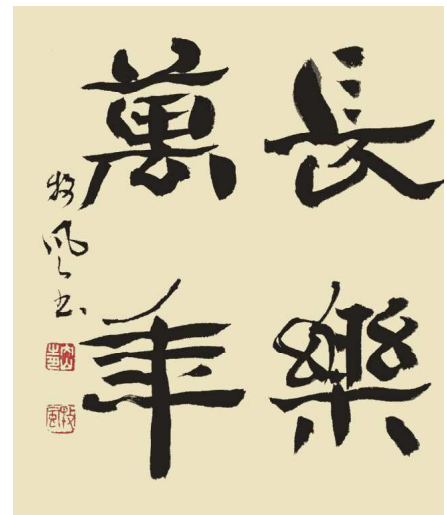
平成8年4月9日、運転中の携帯電話・前方不注意という加害者の人為的な原因で自宅前ではねられ、68歳の生命が瞬時に帰らぬ人となってしまいました。

それからは、私には縁のなかった警察、検察庁、弁護士事務所等々と関わる日々を過ごしてきました。老後はのんびりと旅にでも行こうと言っていた亡き夫も、平成14年4月に七回忌を済ませました。

一瞬にして、生活を共にした相手にもう二度と会えないという絶望感、この世で自分を一番理解してくれた人がなくなったという不安感、そうしたなかで急激な生活の変化に対応していかなければならない辛い思いです。でも、法事を済ませたのちは胸の中に重い分銅があったものが「日にち薬」によって一つ取れたように感じています。今でもその時の情景が頭から離れないのです。

「別れは小さな死」という話があります。大切な人が亡くなると自分の一部も失ってしまう。それまでの自分の人生はその人と一緒にいることによって生き生きと充実していることが、大切な人を失った今はもう自分の一部も死んでしまったものだという意味です。突然の別れは相手がいなくなっただけでなく、主人との間に築いてきた私自身の一部も失われる死の体験なのです。

出来ることならば、老いの坂道は夫と二人で支え合って登りたかった。(「いのちのパネル」より)



主人が遺した書

### 特集「フォーラム・交通事故 2007」

訴え：交通犯罪被害者より(米澤 透、米内隆俊)

関係機関のご挨拶

～ 特別講演 諸澤英道教授「被害者の尊厳と権利を護るために」(上)

報告「犯罪被害者週間全国大会2007」に参加して(前田、山下、荻野、高石、白倉)

報告「不当な刑事裁判終結。真実解明、知る権利確立へ新たなたたかい」(白倉博幸・裕美子)

「『旧公団はロードキル対策を怠った管理責任を』公正判決求め署名提出」(高橋雅志・利子)

報告「いのちのパネル展、2007年を振り返る」(小野 茂) 編集を終えて、活動日誌

# 諸澤教授の講演に力と勇気 「フォーラム・交通事故 2007」 2007/10/16 かでる2・7

会主催の8回目となる公開フォーラムは、特別講師の諸澤英道教授が90分にわたり素晴らしい講演。約80人の参加者は大いなる力と勇気を得ました。また支援に携わる各方面からのご挨拶も受け、その拡がりも実感できるフォーラムになりました。以下、被害者の訴え、支援機関の挨拶、そして講演要旨(上)です。



## 主催者挨拶 代表 前田 敏章

今日講師としてお願いしました諸澤先生は、被害者問題を、早くから学問的にも明らかにされ、国内外でその先頭にたって奮闘いただいております。とりわけ、先生がその著作の中で、身体犯被害の97%を占める交通犯罪被害者のことを念頭に置いて被害者問題を考えなくてはならないと強調されていることに、私たちは大いに励まされて活動してきました。そのような先生のお話を直接聞けることに、胸の高鳴りを覚えています。

私たち当事者は、被害者が主体となった運動を創っていくためにさらに学びたいと思います。そして、支援に携わる方、市民の方には、より深く理解をしていただきたいと思います。今日の学びと交流が、犯罪被害のない社会実現に結びつく事を祈念します。

責任の取り方について大きな疑問を感じます。

警察捜査や裁判の公正化、そして速度規制の強化を望みます。現在の法には欠陥があり、ザル法です。自動車運転過失致死罪はあまりに軽い。危険運転致死傷罪の弾力的運用と厳罰化、殺人運転罪の新設など法改正を望みます。交通犯罪と加害者天国をなくさなければなりません。(関連記事、会報23号)

## 訴え 息子は意識も戻らないまま、小さな体で闘っています。 稚内市 米内 隆俊



毎日のように交通事故の記事が出ていますが、私の息子も平成15年6月20日に事故に遭い、入院期間1ヶ月と診断されましたが、現在に至るまで長期間意識が戻らない遷延性意識障害で入院中です。

それまでは交通事故とは、はっきり言って他人事でした。しかし、息子が事故に遭った時には、何をどうすればいいのか全く分かりませんでした。息子の意識回復が優先で、他は考えられない状態で、何処に何を相談すればいいのか・・・。法的知識が無く、相談できる場所が必要と強く思いました。

現在は、病院のご好意により入院させてもらっていますが、治療はしていないので、色々な人の話を聞くと他の施設か自宅介護を勧められているようです。それで妻も看護師さん等に指導を受け許可を貰い、痰の吸引、流動食、清拭等々しています。

現在、国内には自動車事故対策機構による療護センターが4か所ありますが入院期間は3年以上とされています。ですので私達は100%の可能性がなければ転院に対して決断できない状態です。(帰ってからの事も含めて)又、身内の方が交通事故に遭ったとき、家族間、夫婦間などの関係がギクシャクしてくる場合があるようですが、私たちも息子中心の生活となってしまう、娘には申し訳なかったと・・・(色々我慢していたようです。一番楽しい時期です。でも現在は以前と変わりません)家族が話し合う場所は、病院が主となっています。

息子が全幅の信頼を置いていただろう両親が何も出来ない事に忸怩たる思いがあります。

(関連記事、会報20,21の各号)

## 訴え 岩見沢135km少年脇見暴走殺人 運転事件(2003/8/17)について思う 旭川市 米澤 透



娘真利子の交通死事件は、新聞報道ではわずかに十数行の脇見事故として扱われましたが、135キロの暴走(制限速度50キロ)と脇見による「殺人運転」事件でした。

娘は夜の岩見沢市内の国道交差点を自転車で横断中、渡り終える寸前ではねられ、即

死でした。顔面は割れ、包帯で死に顔すら見ることができない悲惨な事件だったのです。

加害者は免許取得後7か月の19歳の少年、280馬力の超高性能車(スポーツカー)を運転していました。警察や検察の調べでは100キロと供述(同乗者は120キロ以上と証言)。警察は何と70~120キロという曖昧な鑑定を出し、検察は危険運転致死罪ではなく業過で起訴しました。裁判になると加害者は遺族を全く無視し、鑑定を悪用し80キロに供述を翻しました。結局裁判では、同乗者証言や不当な鑑定を検証せずに100キロと認定。懲役1年6月の不当判決でした。

民事裁判で、遺族は科学的な鑑定(127.6~134.6キロ)を提出し、これが採用されて127キロと認定されました。しかし、加害者側は、事故車を転売するなど、誠意は全く感じられません。加害者の父親は某市の市長ですが、公職にあるものとしての謝罪と



**挨拶 弁護士も意識改革が必要**

札幌弁護士会 被害者支援委員会委員長 山田 廣



弁護士の犯罪被害者支援に対する取り組みは、基本的にはかなり遅れていました。伝統的に弁護士会がやってきたのは、民事の損害賠償請求や慰謝料請求、加害者との示談、国家賠償請求など、経済利益がはっきりして報酬基準が明らかになっている事件でした。犯罪被害者の支援は、

経済的利益という範疇で括れる側面だけではなく、例えば、警察での調べや裁判のことを知りたい、または一緒に傍聴に行きたくらい、法廷で意見陳述したい、など様々な要望があります。我々弁護士も意識改革が必要とされています。

法テラスが法律援助という制度を始めました。先程述べた事が網羅されて、弁護士報酬が決められたシステムです。また、裁判参加の場合、国選弁護人と同じように犯罪被害者にも公費で弁護士が付くという制度が内閣府で具体的に検討されており、ほぼこれも実現する運びになっています。(なお裁判参加制度の中で損害賠償命令制度(附帯私訴)の対象犯罪に業務上過失致死は含まれていません)

弁護士が犯罪被害者問題に深く関与できる制度が出来ましたので、これからはきめ細かに取り組んで、信頼を回復したいと考えています。今後ともよろしくお願い致します。

**挨拶 被害者支援の活動が基本**

法テラス札幌 副所長・弁護士 中村 誠也



2回目の参加をさせて頂きました。個人的には一弁護士としてその前から被害者の会とは色々勉強させて頂いておりますが、本日は諸澤先生の講演を聴きまして、非常に勉強させて頂きました。

法テラスは実質、昨年10月に稼働しました。根拠法である「総合法律支援法」の中で、犯罪被害者支援が規定されていますので、基本的な仕事としていく立場にあります。具体的には、犯罪被害者支援ダイヤルとか、弁護士会との協力の下に精通弁護士の紹介、そして、犯罪被害者の法律援助について日弁連から委託を受けて事業などがあります。

この1年間で、支援ダイヤルにきた電話(月に500件程度)や精通弁護士の紹介(年に300件弱。札幌では9人)の件数は非常に少ないので、広報も行いました。各地に地方事務所があるので、札幌、函館、釧路、旭川の法テラスに直接電話か窓口に来て、問い合わせをして頂きたいと思っております。

まだ出来て1年。皆さんの支援のもとに育っていきたく思いますので宜しくお願い致します。

**挨拶 真摯に、連携を密に**

道犯罪被害者相談室 室長 善養寺 圭子



被害者の声を視点にしながら、カウンセリングを主に10年間続けて参りました。今年3月30日に早期援助団体の指定を受け、8月1日に犯罪被害者等の総合相談窓口の委託を受け開設しています。的確な総合的な支援を目指して、犯罪被害者の声に耳を傾けながら、真摯にやっていきたいと思っています。

突発的な事故というのは私も明日あるかもしれないと考えています。そういう意味で私どものパンフをお持ちいただき、いつでもお声を寄せて下さい。

北海道の特徴として、ぜひ、教育委員会や、道はもちろんです、団体との連携を密にしながら、みんなでやりましょうという姿勢を常に持っていきたいと考えております。ご支援を宜しくお願い致します。

**挨拶 道の支援基本計画を推進**

環境生活部 暮らし安全課 課長 浜田 美智子

諸澤先生から貴重なご講義を頂き、背筋がピンと伸びる思いでした。

基本となる計画を3月に策定しましたが、被害者の会をはじめ、道民の皆様から50件ほどのご意見を頂き、それを反映して成案に至りました。この計画を紙だけのもの終わらせない為に、犯罪被害者等支援推進委員会を7月に設置し、推進管理を行っています。また、8月から、総合相談業務を北海道家庭生活カウンセリングセンターの被害者相談室に委託しました。

窓口でたらい回しなどを起こさないために、道庁内の担当者研修会なども計画しています。自治体としても、被害者支援がスタートしたばかりで、どの



ような行動が実際に出来るか試されているのではないかと思います。犯罪被害者の支援から、もっと膨らませて、普段の防犯などに対する認識を高めていくような運動も考えています。みなさんの御理解とご協力をよろしくお願い致します。

**司会まとめ 副代表 内藤 裕次・小野 茂**

諸澤先生には、難しいテーマを、非常に分かりやすく説明していただきました。貴重なお話をありがとうございました。そして、支援関係の皆様には、支援の現状を説明いただき、大変良くわかりました。

そして、このフォーラムですが、最初の頃より支援の輪の広がりを感じ、心強く嬉しい限りです。

私たちのやるべきことが少し見えてきたと思っております。本日は長い時間ありがとうございました。



# 講演記録 被害者の尊厳と権利を護るために(上)

## ～基本法制定後の支援のあり方を考える～

常磐大学大学院教授 諸澤英道

### 【講師略歴】

学校法人常磐大学理事長・常磐大学大学院教授  
専門：被害者学、犯罪学、刑事法学、刑事政策学、少年法制

慶應義塾大学大学院法学研究科博士課程修了  
世界被害者学会理事、国連国際学術専門評議会理事、  
国連犯罪防止会議被害者問題専門委員、アジア刑政財団学術評議員、日本被害者学会理事  
(社)いばらぎ被害者支援センター顧問、全国犯罪被害者の会(あすの会)顧問

1975年以降、被害者学関係のほぼ全ての国際会議に日本代表として参加し、被害者支援の標準マニュアルづくりに携わる

2007/10/16 札幌市「かでる2・7」



### ライフワークは被害者学

私は、被害者問題については日本で恐らく一番古くから取り組んでいたと思います。今から45年前(1963年)、法学部の学生時代に、刑法にも刑事訴訟法にも被害者という言葉が出てこないという事に素朴な疑問を持ち、被害者学をライフワークにと思ったのが1974～75年。以来30年以上被害者問題に取り組んできました。その間、現実を知らなければ理論を唱えてもしょうがないと考え、まず犯罪の実態を知ろうと、全国各地の刑務所をひたすら訪ねました。犯罪少年の処遇問題にテーマが移り、今度は少年院を見て回りました。若い頃、何度か北海道に来たのも全て刑務所や少年院を見るためで、しかも、収容者にとって最も厳しい時季に来るのが良いだろうと、常に雪が深い時期に来たものです。これが私の研究者としてのスタンスです。

テーマを被害者問題に変えた時に、当然、被害者から話を聞かなければ研究など出来るわけがないと思い、機会があれば被害者の話を聞きました。10年くらい前から日本でも被害者問題がメディアに登場するようになり、色々とコメントを求められるようになったわけですが、その段階で既に1000人を越える被害者の方との出会いがありました。私の唯一の強みは数多くの事例から、すぐ具体例が頭に浮かんでくることです。

### 孤軍奮闘、そして急激な変化

世界的には1960年代からもう既に被害者問題が大きな問題になっていたのですが、日本ではものすごく遅れており、圧倒的多数の学者が、私たちの言う事を頭から否定するという事がありました。40年この問題に取り組んできたのですが、そのうち30年は孤軍奮闘で、

私の考えは学会で少数派でした。

1997年当時、被害者への通知制度を始めるとして、部内案への意見を求められた際、法務省のしかるべき立場にある方に、「先生、被害者の権利とか人権などと言うようですが、そもそもそういう言葉があるのですか」と聞かれたことがありました。私は、突然目の前が真っ暗になりました。被害者の権利とか被害者の人権という言葉は、1985年には国際的に確立していましたが、専門家がそれを盛んに議論し出したのは70年代です。それなのに、法律を司る責任ある人がそういう発言をする日本は、何という国だろうと思ったのです。

ところが、1990年代の中頃から、突然時代が変わって、特に若い研究者が私の言う事に耳を傾けてくれるようになりました。そして、それから10年足らずで(犯罪被害者等)基本法が出来るわけです。

この10年間の急激な変化の背景として、やはり被害者とその関係者が声をあげて社会に発言していることが大きな追い風になり、それをメディアが好意的に報道する、そして世論が起こってくる、こういういい形で進んできたように思います。

### 被害者学とは何か

#### 犯罪と被害に関するパラダイムの変換

コペルニクス的発想の転換という言い方がありますが、パラダイムの変換 基本の基本を疑い、枠組みをひっくり返してみる一に、学問の学問たる所以と進歩があります。

2世紀半の長い歴史がある犯罪学は一体何をやってきたかと疑いだした、それが被害者学のスタートでした。これもパラダイムの変換です。犯罪学はつい最近





まで、法執行機関によって扱われた犯罪者（古くは刑務所の中にいる受刑者達）を研究して、「犯罪者とは」「犯罪とは」という理論を展開していたのです。しかしそれは、選択的執行をされた犯罪者であり、犯罪者全体を代表するものではなかったのです。

受刑者は、推定犯罪発生件数の0.2%

2006年の犯罪白書を見ると、警察が認知した犯罪は約300万件あります。そのうち検挙は150万件、起訴が4万6千件（有罪もほぼ同じ）そして刑務所に入るのは3万5千件ぐらいです。

つまり、警察が刑事事件として把握したものの1%（100人に1人）しか刑務所に入らないのです。日本がいかに処遇の甘い国かというのがはっきりします。

更に、警察のところまでたどりついていない犯罪もあります。完全犯罪、通報されない犯罪、あるいは被害者が気がつかない犯罪。そういう暗数を学問的に分析するとおよそ数倍。日本の場合は、年に1500万件ほど犯罪が発生し、そのうちの300万件くらいを警察が把握し、そして3万件くらいが刑務所までたどり着くということになります。受刑者は、推定犯罪発生件数の0.2%なのです。

犯罪の研究というのは実はこの1500万件の所をやらなくては行けない。何故発覚しないのか、あるいは起訴されないのか、犯罪者として公平に選ばれているかどうか。ある種の犯罪は排除されていないかなど。



交通「事故」ではなく、「犯罪」

ところで私は15年くらい前から、「交通犯罪」となぜ言わないのか、せめて「交通事犯」と言わないのだろうかと言いつけています。「事故」という言葉は非常に軽い。偶然性という意味が相当あります。相変わらず亡くなる方、怪我をする方が沢山おり、交通問題

は国民的な問題であるのに、ついついの事故と思う事がいけないと思います。

このことをひたすら言い続けてきましたら、昨年の犯罪白書に「交通犯罪」というタイトルが使われているのを見て嬉しくなりました。せめて人身事故は交通犯罪と呼ぶべきと思いますが、一番関心のある皆さんが（北海道交通事故被害者の会と）「事故」と使っていることに、気にならないのかと感じています。

**被害者から見ることの意義**

多くの犯罪者が処罰を逃れている

多くの犯罪者は処罰を免れています。刑務所には起訴された人のうち77.2%が入るのですが、検挙された者のうちの2.4%（40人に1人）しか刑務所に入らないということが問題。さらに警察に認知された者の1.1%（100人に1人）発生件数全体では0.2%（推定値）しか刑務所に入らない。

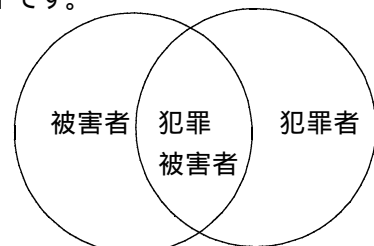
多くの犯罪者が赦されている。これでいいのかという問題と、犯罪学として言えば、それでは何も分からないので、事件を犯罪者から見るのではなく、被害者から見る必要があるということになりました。

被害者学が、全ての犯罪に被害者がいると思いでいた時期があります。犯罪者（行う者）と被害者（耐える者）、両者が拮抗しあい協力しあって犯罪を行うという考え方です。

しかし全ての犯罪に被害者がいるわけではなく、被害者のいない犯罪もあります。例えば、賭博で儲けた人と損した人、覚醒剤の自己使用、売春もそうです。無免許運転も事故を起こさなければ被害者なき犯罪です。偽札は、行使の目的で作って初めて犯罪で、作るだけでは被害者はいません。

犯罪者なき被害

下図で、左側が被害を表す円、右側が犯罪を表す円で、重なった部分が犯罪の被害。実はこの「犯罪者のいない被害」の研究が急激に発展した事によって、法制度も大きく変わってきました。ストーキング、DV（家庭内暴力）、セクハラ、いやがらせ、いじめ、いたずら電話、マルチ商法。こういうものが新しい形の「犯罪者なき被害」です。



## 犯罪学と被害者学の関係

つまり、従来は犯罪者と見なかったが、やられている側の問題を掘り下げていく事によって、やっている人に対して法的規制をするべきだという意識が生まれます。20世紀最後になって世界的にこういう発想が出てくるのです。被害者学の功績なのです。

以下は、この数年間に法律が改正され、日本で犯罪になった主なものです。括弧内は2005年に検挙された数を示します。

### 新たに犯罪に加わったケース

ストーキング(197件)	家庭内暴力(74件)
危険運転致死傷(279件)	児童虐待(242件)
人身売買・誘拐(277件)	児童買春・ポルノ(1570件)

10年前までは犯罪とは思われていなかった、でも法律が出来た事によって検挙される人が出てくる。これは新しいパースペクティブなのです。つまり、世界中が被害者の側から物事を見る(考える)ようになるという転換が始まっています。欧米では20年くらい前からですが、日本はようやくこの数年です。でも、この分野については、議員立法などもあって意外と遅れを取り戻してきていると思います。つい最近までDV(家庭内暴力)特に配偶者間の暴力は社会問題になりませんでした。法改正がなされて大きな取り組みになってきました。ストーキングも桶川や姫路、静岡、東京練馬などの殺人事件を経てですが、警察がかなり熱心に取り組むようになってきました。

## 被害者の問題は様々な場面に

(a) 被害の種類によって、刑事司法機関の扱い方や、人々の見方が違うのはなぜか？ (b) 殺されたのに、なぜ殺人でなく、傷害致死なのか？

被害者の問題は沢山あるのですが、代表的なものとして、被害の種類によって、刑事司法機関の扱い方や、人々の見方が違うのではないかとすることに、最近ようやく気がつきました。

交通事犯に多いのですが、なぜ殺人ではなく傷害致死なのか。遺族からすれば殺されたと思います。しかも乱暴な運転、危険な運転をして。なのに、何で「致死」あるいは「過失」なの？という。つまり被害者から見れば過失も傷害致死も殺人も同じなのです。殺されたことには間違いがない。けどもそこに法律的な網をかけると、犯罪者の意図によってかなり違ってきます。特に業務上過失致死傷から交通関係業過致死が出来、さらに危険運転致死があって、ある意味では交通関係の法整備が進んできたように見えますが、法定刑

に色々問題があるわけです。

### (c) 加害者はなぜ賠償しないで済むのか？

殺人事件で損害賠償がなされているケースについて、初めて被害者学会の有志で全国調査を行い、18.5%というデータが出てきました。それをNHKで話したところ、うそだということで大変な騒ぎになった事がありました。2年後に法務省が受刑者のファイルを基に分析し、17%台という近い数字が出てきて、初めて公式に認めることになりました。

つまり日本の社会というのは、人を殺しても賠償しないで済んでしまう。しかも18.5%の中に何千万円というケースは一つもありません。高い方で900万円というのありましたが、人を殺していながら300万円程度。それどころか8割以上的人是に全く払わない。それで許されてしまう。遺族も追求しない、あるいは追求できなかった。「これは正義に反するでしょう」と、取り上げる事によって、闘う遺族が現れ、裁判をやるようになり、制度がおかしいのではないかということになった。

2004年に基本法ができ、2005年の基本計画の中に損害賠償制度の見直しが具体的に盛り込まれ、今、検討委員会でやっていますが、特に今年の春に成立した刑事訴訟の一部改正では、刑事裁判が終わった後に引き続いて損害賠償命令を求める民事の裁判ができることになりました。刑事と民事をリンクする制度(附帯私訴制度)により、短期間で損害賠償命令が出される。被害者の負担が相当軽減するわけです。

民事というのは、本来は刑事裁判の延長と考えるべきなのです。国連などでは、restitution制度(刑罰としての賠償命令制度=編集者訳)を作るべきだということを決議し各国政府に勧めています。

どういう制度かということ、刑事裁判で有罪になった時に刑罰の一部として、すなわち付加刑として賠償命令をつけ、賠償しなければ刑務所から出られない、あるいは賠償する気がなかったら刑期を長くするというふうに、刑罰に影響を与える制度です。もちろん賠償したら刑が無くなるという事ではなく、誠実に賠償すれば予定の刑で済むが、不誠実であった場合には延びていくというものです。この制度を日本で何度も提案したのですが、政府は全くやる気がないのです。

### (d) 捜査、起訴、刑罰の言い渡し、仮釈放などに、なぜ被害者の考えが反映していないのか？

最近、部分的には被害者の考えが反映するようになってきました。しかし長年多くの学者は、関連づけてはいけなさとさえ言っていたのです。私は違う、関係させなくてはならないと考えてきています。



### (e) 日本は、なぜ生命身体に対する犯罪より財産に対する犯罪が重く処罰されてきたのか？

最近少しずつ法定刑の見直しがあり修正されてきていますが、これは、江戸、明治からの日本人の法感覚。家屋が木造で、いったん火が出たら多くの人が巻き込まれる。すなわち地域の安全という社会的なものとしてとらえる。片や生命身体というのは個人に向けられたものだから、そちらよりも財産の方がより重きがあるというわけです。例えば、一昨年強姦罪の法定刑の見直しがされた時に、財産と比較してどうだという事を盛んに訴えたのですが、そういうのがまだ残っております。立法、司法、行政のそれぞれの面で積極的介入が必要です。

日本中で犯罪によって1年間に亡くなる人というのは8200～8300人。そのうちの84%は交通関係で亡くなります。負傷した人而言えば、96%です。ですから、最大の問題は交通事犯です。その意味で、交通関係は別というような学者の頭の中をいったん、ばらさなくてはいけないかもしれません。

### 被害者への理解が優しい社会を作る

被害者問題はイコール正義の問題です。国連の取り組みは、被害者に優しい社会を目指すという事で、国民全てが被害者に対する理解を持つような社会を作ろうと謳っています。

私は1995年に茨城県の水戸で、日本で初めて被害者支援センターを立ち上げました。メディアが全国に報道してくれましたが、スタジオにいる専門家が「これって政治が貧しい問題ですよ」と話をくくってしまう。違う

と思います。ボランティアという事、つまり、広く人々の被害者に対する正しい理解を広め、被害者に優しい社会を作らなければならない。これが国連あげての目標になっていますが、被害者に対する偏見という問題があります。



それから最近、国際学会でこういうデータが次々と出てくるのですが、例えば、被害者支援に取り組んでいる人と取り組んでいない人では違法行為をする率が全然違う。当然、取り組んでいる人は反社会的な事はやらないというデータですが。

いじめ問題もそうです。文部科学省に、小・中学校の正規のカリキュラムの中に被害者について学ぶ事を入れるべきと言っています。いじめが起こった時に、いじめをやっている方に注目するのではなく、被害者の事をみんなで考えるという教育にしなければいけない。被害者の事に関心を持つ事が、実は社会をよくする、優しい社会を作っていく事になる。

被害者の事をみんなで考えましようと言っても、そんなに生やさしいものではありません。しかし、やっぱり世の中からそういう悲しい思いをする人を出さないようにするためには、目をつぶってはいけません。それを幼いうちからどう指導していくかという事だと思います。

(もろさわ ひでみち)

後半は次号で。なお本要旨は、当日の記録テープを基に、編集者の責任で文章化し見出しをつけたものです。

### フォーラムに参加して

～ 参加者アンケートより ～

被害者の方の訴えが伝わってきました。(今まで知らない事を知れた。)

諸澤先生の幅広いお話が大変勉強になりました。被害者のご遺族、ご家族のお話が直接伺えて実態を知ることが出来た。

諸澤先生のお話を聞くことができ、私もがんばらなければと思いを新たにしました。

被害者になって初めて犯罪被害者がこんなに立ち後れている事を知りました。感覚的にはおかしいとわかっている、法律ができなければ取り締まる事ができないと

か、本当におかしいと思います。被害者の立場に立って考えてくださる諸澤先生の講演、すごく為になりました。交通事故 交通犯罪。交通事犯をもっと重く取り締まって欲しいと思います。

諸澤先生の講演について、日本の中での取り組みと現状および、国際的な面から見る日本の地位等お話を聞いて、先生のご苦勞と我々の理解、行動面での無策を知ることができました。何かをしなくてはと思う気持ちにかられ、更なる勉強を必要とし、日頃の社会現象を注視していきたいと思いま

す。ありがとうございました。

交通事故は犯罪だという意識がもっともっと一般や司法に伝わって法も変わって欲しい。

支援関係機関の取り組みの様子がよくわかりました。支援の輪の広がりを期待しています。

支援に携わる様々な組織の方々のお話も聞いて良かったです。北海道でもっと犯罪被害についての意識が高まれば良いと思います。

支援が始まったばかり、がんばってください。陰ながら応援したいと思います。

## 犯罪被害者週間全国大会2007(11/25 全電通ホール)に参加して

### 参加報告

札幌市 前田敏章



犯罪被害者週間(11月25日～12月1日)の初日に開催された全国大会。5回目を数えますが、今回は、全国18の被害者団体が連携する「犯罪被害者団体ネットワーク」(愛称、ハート

バンド)が単独主催となって初めての大会でした。

全体の参加は320人ですが、北海道からは計10人の会員(内山、荻野、豊岡、内藤、前田、山下、白倉夫妻、高石夫妻)が参加しました。

プレイベントの「0(ゼロ)からの風」上映会に続き、本大会は、被害者の体験とメッセージとして、鹿児島(殺人)青森・千葉(交通犯罪)の被害遺族が訴え、共に歩む人々からのメッセージとして、ジャーナリスト、精神科医、弁護士が支援について語り、そして内閣府より、基本計画についての講演という構成で進行。献花は、ハートバンドをイメージしたものでした。閉会後は、茶話会が企画され、関係者の交流がより深められました。(なお、前日の24日は、浅草のホテルを会場に、被害者団体の交流会が行われています)



私はこれで5回連続の参加となりましたが、今回は北海道の会に実行委員長の役が回ってきて、緊張の2日間でした。もちろん、その大変さより、北海道の多くの仲間とともに、全国の被害者や支援関係の方と、出会い・再会・交流ができたことの充実感の方が大きく、今後の活動に生かしたいと思っています。

### 参加報告

旭川市 山下歌代子

初めて参加させて頂きました。1日目の交流会分科会は、カウンセラーの木村先生の「心のケアについて」に参加し、これまで遺族として辛い思いをしてきた話をする事で、専門的なご指導がいただけるかと思っておりましたが、皆さんの問題を挙げたところで時間が来てしまい、回答が得られずに終了してしまっただけが少し残念でした。そこでは、交通犯罪だけではなく様々な心の問題で苦しんでいる方がいたのですが、本当に胸が張り裂ける思いで拝聴しました。

懇親会では、青森の方々と交流が出来、会のテーマである心の繋がりを感じながら、とてもリラックスして有意義な時間を過ごさせて頂きました。

翌日の25日は、「0(ゼロ)からの風」を拝見しましたが、(田中好子役の)恵子さんの強い思いと懸命な活動が実を結んだ結果だと大変感動し、実話と聞いた時は本当に驚きました。

沢山の方の色々なお話が聞けて大変よかったです。来年は、ぜひ主人と参加できたらと思います。



### 参加報告

札幌市 荻野京子

いろいろな所に、手作りの極細かい配慮がなされている。前田さん以外、顔見知りの方がいなくて、内山さんの顔が見えたので、安心する。

初日は小さなグループに分かれて自己紹介。何も話せず名前だけの人、苦しみを訴える人、夫を亡くした人、子供を亡くした人、妻を亡くした人、様々な人生を語る。私は怪我をした人の苦しみ、交通事故ゼロを願って処分者講習で話をしていることを話す。時間が足りなくて、皆の胸の内を開けるまでにならなかった。分科会に移る。私は「つながりカフェ」で音楽を聴く分科会にした。木下徹くん(19歳)のギターで、優しいメロディーを聞き癒される。「時には母のない子のように」をリクエストする。隣の鈴木共子さんも「私も同じく聞きたかった」という。「上を向いて歩こう」を全員で歌って終了した。懇親会は隣に弁護士が座り、いろいろな話を聞くことができた。弁護士の二次被害を調査したことがあると言う。頼もしい人の隣に座れてラッキーである。

翌日は不案内な地下鉄を乗り継いで、内山さんと会場に着いた。到着したら安心して一度に疲れが出てしまい休憩する。映画「0(ゼロ)からの風」は6月に北海道で観られるので、少し失礼してしまった。

午後からの被害者の体験談は、妻が妻の実の弟に殺された人、同じ学校の教諭に息子を交通事故で殺された人、17歳の息子を交通事故で亡くした人の報告があった。どの体験談も惨いという言葉以外見当たらない事件の報告でした。

茶話会で発言する機会があり、大会に出席でき幸せであること、しかし、ショックで引きこもっている人が、まだまだ大勢いると思うのでケアができたら良いと呼びかけた。

札幌にも怪我で17年間苦しんでいる人がいる。税務会計の資格が取れる目前に事故に遭い、人生がめっちゃめっちゃになった。事故の真相、警察の調書の信憑性、加害者の事故状況の嘘、脅し、加害者が近所だったことから、その父親からまでも脅され、母親からも嘘をつかれた。母子家庭の弱い立場の人間に対して、理不尽な脅しを受けた。裁判での不満、最初に受診した病院の対応(頭が割れそうに痛く、吐き気、腰痛があるのに入院処置もない)等々。自分の体に現れた症状(赤信号を横断、階段から転落、記憶障害)に比べ低



い後遺症認定に対し、事実が正しく通らない社会に対して今も闘い続けている。

現在の自動車保険では、将来を不安の無いように暮らせる補償はされない。そのために長く精神的な苦しみが続く。こうした3次被害に苦しむ人が多い。

全国大会に出席して気持ちを新たにしたのは、苦しんでいる人がいたなら、せめて訪ねて行って話を聞くことなら私にも出来ると、無理しない範囲で取り組みたいと思っている。被害者が手を取り合ってこそ、被害者にとって優しい世の中に邁進できるのではないだろうか。

#### 参加報告 江別市 高石 弘・洋子

私達夫婦は、今回初めて「飲酒・ひき逃げ事犯に厳罰を求める遺族・関係者全国連絡協議会」として参加してきました。

「犯罪被害者・・・」という言葉に重苦しさを感じ、緊張していましたが、心配することはなく、交流会はとても楽しかったのです。久しぶりに会えた仲間もいましたし、お互いに名前だけは知っていた方と「お会いできてよかったです」と挨拶して話しているうちに「初めての気がしない」という思いになりました。

分科会は、主人は歌のグループに参加し、とても楽しかった様です。私は興味があったヨガにして正解でした。静かな部屋で心地良い眠りを誘う音楽と優しくゆっくりと話す先生の声に精神を統一させ、硬い体に泣きそうになりながらも、心が洗われて行くようでした。ラストに暗くなった部屋で仰向けになり、体の力を全部ぬきます。体が床に沈んで行く様な深い眠りに誘われて行きます。今の私に必要なのはこんな時間だったのかもしれない。ヨガのDVDを買って家で続けよう!と思うほど、良かったです。

夜の懇親会も楽しく過ごして、賑やかな仲間達と散歩(=2次会)へと出かけました。私は北海道の仲間と共に一つになっている喜びを感じていました。ある方に「北海道の方達は皆元気ね。とても仲がいいのね。」と言われました。嬉しかったです。

2日目の午前中は、映画を鑑賞。午後からの大会では、被害者の体験談が切なく残りました。

ここに出席された方々は交通事故関係だけではありません。恐ろしい殺人事件で家族を失った方もおられました。それぞれに、悲しい思いを背負って生きていくことに、「自分だけが辛いんじゃないんだ」と、心が熱くなる2日間でした。実行委員の方々に感謝です。是非次回も参加したいと思いました。

同じ様に被害に合われた方の中には、人と話しが出来なくなったり、外部と壁を作ってしまう閉じこもってしまう人もいます。きっと現実をしっかりと見てしまっているのでしょう。私達の様にこうして外に出て笑ってふざけて話せるのってどうしてかな～って考えます。きっともう現実なんか見れなくなるほど壊れてしまっているのかもしれない。だから、沢山の仲間との出会いを大事にしたいと思っています。今は外に出られない方もこの次の交流会に参加できるといいですね。

2007年はとても慌しく過ぎた気がします。道路交通法の一部は改正となりました。しかし、まだまだこのままではダメなのです。被害者が救われていません。福岡の幼児3人が亡くなった大きな事件がきっかけで、厳罰化へと進んだのに、先日の報道では、危険運転致死傷罪の適用が危ぶまれるという。やはり、「逃げ得」なのです。私達が訴え続けている「逃げ得のない新しい法律」が必要です。福岡の事件が7年ほどの軽い判決で終わっては絶対にいけないと思います。1月8日の判決を福岡へ行き見届けて来ます。1月26、27日は名古屋で我々連絡協議会の署名活動をします。

これからも頑張ります。皆さんもそれぞれ、裁判など抱えて大変な思いで過ごしていることでしょう。そんな方々の心が少しでも癒されることを願っております。

#### 参加報告 南幌町 白倉 博幸・裕美子

今回は「交通事故調書の早期開示を求める会」として参加させていただきましたが、交通犯罪以外の遺族・被害者本人など色々な方のお話を聞くことが出来たことは貴重でした。その中で交通事故捜査の実態や調書開示の必要性や捜査機関から受ける二次被害について少しですが話をすることが出来ました。

しかし何か納得できないと感じたこともあります。なぜ「犯罪被害者」の集いでありながら私たちが「犯罪被害者」ではなく交通「事故」被害者と言われるのかと違和感を覚えました。事故と呼ぶべき事案は確かに存在しますが、事故ではなく「業務上過失致死傷罪」「危険運転致死傷罪」という犯罪でありながらも「事故」と呼ぶことを、交通犯罪被害者である私達から変えていくべきではないかと強く感じました。「事故処理」「犯罪捜査」という言葉からも感じ取れるように、交通事故の軽視の根源ではないか。今こそ皆が「交通事故」ではなく「交通犯罪」の被害者だと声を上げ変えていく時期に来ているように感じました。

一番は犯罪の無い世の中ですが、犯罪が起こりえる以上、被害者の権利充実の必要性を強く感じています。今回大会に参加でき貴重な体験をさせて頂きました。今後も様々な形で活動していければと思っています。



大会後の茶話会で発言する北海道からの参加者  
他の4人の方は航空機の関係で先に出発されました

## 不当な刑事裁判終結。真実解明、知る権利確立へ新たなたたかい

南幌町 白倉 博幸・裕美子

たくさんの方々の力を頂きながら、真実を求め4年間頑張ってきましたが、その願いは叶わず禁固3年執行猶予5年の刑が確定しました。

トラック走行速度82.7km以上、美紗が殺された場所はトラックの走行車線とは全く無関係な場所と認定しながら「飲酒・薬物使用等の悪質運転とは異なる」と不当極まりない判決を下した矢村宏裁判長に対し、不信感と強い憤りで未だ怒りが収まりません。更には被告側から損害賠償請求裁判を起される始末。美紗の血痕で汚れたのだからと道路清掃費、更にはトラックが折損させた電柱修理費等を支払えというのです。

検察にも多くの鑑定証拠等を隠され、真実が捻じ曲げられたまま平然と進行する日本の裁判。なぜ真実を追求するべく捜査、裁判で『被害者に有利になる証拠』を被害者の味方であるべき検察が隠すのか。杜撰な交通事件の初動捜査を否定すれば裁判に勝てないと警察捜査の追従を行う事が検察庁の仕事であるなら、捜査権限を持たず裁判で警察捜査資料を基に闘うことを仕事とすればいい。被害者が何よりも望む「真実」よりも「勝ち負け」にこだわるが故にたくさんの方々の捜査資料を「不提出」とし闇に葬り、犯罪者を野放しにしている司法をこのままにはしておけません。

私たちは現在「裁判不提出記録」の全面開示の請求を行い、2つの鑑定書を入手しました。一つは「横断中に右からはねられた」との警察見解と矛盾する『自転車の左側に付着したトラック塗料の鑑定書』。もう一つは私共の「トラックが操作不能に陥り反対車線に侵入したのではないか」との疑問に対し、検察が空港滑走路において行った『トラックの走行実験鑑定書』です。鑑定書には『トラックが急制動を掛けタイヤロックした状態でブレーキを踏み続けた場合、トラックは右に曲がって行く』と実験結果で明らかとなっていたのです。この鑑定書は「被告が自らハンドル操作をして右に行った」という供述と反するので隠したのでしょうか。このように捜査機関の面子を保つため、杜撰な捜査を取り繕うための結論ありき捜査の実態、捜査機関による証拠隠滅の現実が明らかになりました。被害者の知る権利の保障なくして、被害者救済など有り得えません。

今後、犯罪被害者等基本法18条にある被害者の刑事裁判参加が認められても、いつ、どのような形で被害者等に調書開示が行われるのかも決まっています。早期の調書開示は捜査機関に対する監視にもなりますし、捜査機関による証拠隠しの根絶にも繋がっていく重要な事です。辛くても被害者が声を張

り上げ、被害者が望む「被害者支援」とは何なのか国に対し伝えていかなければいけないと思っています。私たちのような被害を受ける方が今後出ないためにも訴え続けなければ二次被害は繰り返されます。裁判員制度成功を目的とした現法律も変えなければ密室裁判が横行し、被害者は置き去りのままです。

刑事裁判は終わりましたが、私共のやるべき事はまだまだあると思っています。進行中の民事裁判での真実解明、犯罪被害者の知る権利の確立、早期の調書開示の実現などです。美紗と一緒に生きていく為に頑張っていこうと思っています。

最後に「美紗は悪くなかった」この事だけは覚えていてください。今まで沢山の温かい御支援をいただき心より感謝申し上げます。

(関連記事：15,19,20,21,22の各号)

## 「旧公団はロードキル対策を怠った管理責任を」公正判決求め、署名約1万筆を提出

室蘭市 高橋 雅志・利子

前号で報告した控訴のとりくみですが、札幌高裁に対し、「高速道路でのロードキル対策を怠り、高橋真理子さん死亡事故の原因となった、旧道路公団の管理責任を明確にした公正判決を求める」署名に取り組みました。1月10日に2回目の提出予定ですが、総計9481筆(12月27日現在)に達しました。

署名活動を行うきっかけとなりましたのは、久しぶりに偶然に会った顔見知りの方の次の言葉でした。「新聞を読んだが道路公団に責任がないとはおかしい、この問題は最後まで追求するべき。署名を集めて提出してはどうか」。地裁の判決とその理由は全く納得できるものではなく、何か出来る事はないのかと考えていた私には、何よりの励ましの言葉でした。

理解し協力して下さる方はいるのかしら、との一抹の迷いはありましたが、始めてみると全国各地から沢山の方が手を差し伸べてくれ、街頭署名に協力を申し出てくれた方もおりました。

雪が舞う中、室蘭で行った街頭署名でも、多くの方が「頑張ってる」「大変だね」「新聞を読みました」などと声をかけてくれました。なかには「動物が好きなの」という方もいました。チラシを読んだ後でわざわざ戻って署名してくれた方もおり、有り難く心の中で手を合わせながら、胸が一杯になりました。

短い期間でしたが、この署名活動を通じて、多くの方に「ロードキル」という言葉と共に、高速道路で何が起きているのか知っていただけたのではないかと思います。ご協力本当に有難うございました。

控訴審は12月5日に第1回が行われ、1月18日結審の予定です。裁判官の何ものにもとられない良識をもって、正しいご判断をしていただきたいと思います。(関連記事：9,10,11,14,20,21,24の各号)



## 「いのちのパネル展」2007年を振り返る

実行委員長 小野 茂

交通による被害は、直接の一次被害、その後の捜査や裁判・周りの不理解などによる二次被害、そして何年も続く三次被害（PTSDなど）と、精神的被害は完治することなく続きます。

被害を受けた者が「自分たちと同じ被害を出さないで」という願いをパネルにして、2003年の6名から始まった「いのちのパネル」展も、2007年は、参加者21名で、道内23か所、延べ98日間の展示と大きく成長してきました。（5年間では71か所）

本年度の特徴として、地方会員による開催（函館・江差） 大学での多数開催（北大・教育大・国際大・医療大） 企業での場所の提供（東急あいの里店） 会員以外からの協力があったことなどが挙げられますが、拡がりを感じ取れます。

交通規則を守らずに起きた事件は、事故ではなく「犯罪である」と訴え、ドライバーや学生が、交通のあり方を考えるきっかけとなることを望んでいます。

事故は報道などで知っているようですが、事故後の悲惨さは、なかなか知らされることなく、パネルの訴えを目にし、運転について改めて考えられる方が多くあります。これから免許を取る高校生からは「かっこうよさやスピードへの憧れがあったが、間違っていた」と。また子を持つ母親からは「すべての命が

軽く扱われることのないように」などの願いが、そして多くの市民の方から「展示を各地で続けて欲しい」との感想が寄せられ、この活動を継続する意義を感じます。

今後さらに広く道内各地で実施できるように検討していきたいと思えます。ご協力をお願いします。



犯罪被害者週間国民のつどい北海道大会  
（11月29日「かでの2・7」）

### 書籍紹介

『犯罪被害者白書』平成19年版  
2007年11月 内閣府発行 1575円

本白書は、犯罪被害者等基本法に基づき、政府が講じた犯罪被害者等の施策についての報告したもので、昨年に続き2回目の発行となります。基礎資料とともに、ここ2年の基本計画に沿って講じた施策をまとめています。ある意味、私たちがとりくんできた被害者運動の成果と課題の記録です。内閣府から送付されたものが事務局にあります。ご活用下さい。

### パネル展感想

大切な命なのに・・・残念です。笑顔の写真に励まされ、自分もしっかり運転しようと思います

（30歳代、女性）

#### 北区民センター 8/20～24

パネルを見ながら涙が込み上げてくるのを抑える事が出来ませんでした。車を運転する者として、本当に気を付けて毎日、運転しなければと考えさせられました。また、子供を持つ親として、悲しみを乗り越え、このようなパネル展をして下さっている一人一人の方々に心から感謝いたします。

（40歳代、女性）

#### 東急ストアあいの里店 9/8・9

いつも交通事故は怖いなと思いつつながら、運転中はうっかりスピードを出しすぎたり、危ない運転をしている私です。いのちのパネル展を通りかかりで見て、何となく足を止めました。全部を見ると泣いてしまいそうで一部だけ見ました。自分

にも子供が出来て尚更感じますが、家族の命が一瞬で奪われてしまったら...と考えると苦しいです。時々はこのパネル展のように、交通事故の恐ろしさに気づかされるべきだと思えます。みんな、みんな大切な命なのに...残念です。笑顔の写真に励まされて、自分もしっかり運転しようと思います。

（30歳代、女性）

交通事故の悲劇が切々と伝わります。死亡事故例でも加害者としての刑罰はとてとても軽いものなのです。本当に通り魔殺人という言葉がひびきます。加害者が再び就職を続けられるという事実には驚きます。加害者の適性試験、人格試験など徹底して行い、不適格者には運転させないという制度が必要だと思います。

#### 清田区役所 10/29～11/2

まだまだ法律が甘いと思えます。子供のままの大人が多すぎて、無理な、技術も無い人達が起こす事故が多すぎます。トラック・バスのドライバーが、過密すぎる仕事状況のなか死ぬ気で働いている人がいるのも現実です。免許はもっともっと厳しく取らせるべきです。

（40歳代、女性）

車を運転する事の責任を強く感じました。慣れにならず、頑張って安全運転に努めたいと思えます。きっと、いのちのパネル展で見た事はほんの一部の事だと思えました。これからも活動を通して大勢の方に、命の重みを伝えて下さい。頑張ってください。（20歳代、男性）

### ～編集を終えて～

北海道の仲間(会員)が10人そろって11月24、25日の犯罪被害者週間全国大会に参加しました。大会のサブテーマ「いのち・希望・未来」には「いのちを大切にすることをつなぎ、社会全体が希望ある未来へ向かうために、団体どうし、そして多くの市民がつながり合いましょう」という願いが込められています。大会は、所期の目的を達成し、参加者の胸に次回も是非参加したいという余韻を残して終わることが出来ました。振り返ると、2007年は、この生命への共感を求める「つながり」が網の目のように拡がりつつあることを感じさせられる1年でした。

「死者数120万人、負傷者数5000万人」。WHO(世界保健機関)がまとめた2002年1年間の交通事故の犠牲者数です。国連はこうした現状に警告を発し、2005年10月26日の総会で、毎年11月の第3日曜日を「WORLD DAY OF REMEMBRANCE FOR ROAD TRAFFIC VICTIMS」(世界交通被害者追悼の日)とし、「加盟国と国際社会が交通被害者やその家族を適切に認識するための日とすることを要請する」ことを決議しました。

政府の公報もなく知らされない中で、共同提唱のWHOが作成した「指針」を和訳し、日本での「犠牲者の日」連絡会(準)を呼びかけられたのは、京都在住の今井博之さんです。今井さんは小児科のお医者さんですが、10歳の息子さんを交通犯罪で亡くしており、以来、著書や論文で被害ゼロの社会を訴えられています。「クルマ社会と子どもたち」岩波ブックレット、など) 北海道の会でもこの呼びかけに応え、パネル展実施を検討。札幌市市民まちづくり局の協力を得、プレ企画の展示を11月12、13日、大通り地下街オーロラタウンで行いました。(後掲写真)

「TAV交通死被害者の会」(事務局大阪市)や「交通事故被害者遺族の声を届ける会」(事務局川崎市)などは、このワールドディに「交通死ゼロへの『風』を全国的な社会運動に」という意味を込め、「風」を受ける黄色の「風車」を事件現場にという運動を展開しました。また、「交通事故調書の開示を求める会」(事務局東京)は、その11月18日、東京で記念シンポジウムを行いました。

このワールドディを市民の立場で担い、大きな運動にしたいと取り組みを始めた方が、千葉商科大学の小栗幸夫教授です。教授が昨年11月5日、急ぎよ立ち上げた掲示板サイトの名称は「世界道路交通犠牲者の日・つながるプラザ」でした。このサイトで多くの個人と団体がつながり、ワールドディはさらに大きく広がりました。

交通被害ゼロのために小栗教授が研究開発し、実

用化を目指しているのは、自動車が必要以上の速度を出さないように「(道路)環境にふさわしい最高速度を選択し、それを外部に表示する車」(速度抑制車)で、名付けて「ソフトカー」 小栗教授と試作の「ソフトカー」に、11月18日のシンポの会場で「お会い」できました。新たな「つながり」が、「未来」への大きな「希望」を与えてくれたのです。2008年も「希望」を胸に着実に歩みたいものです。(前)



「世界交通被害者追悼の日」プレ展示(札幌地下街)

## 会の目録

2007.8.20～2008.1.10.

### 会合など

- 8/20 会報24号発送
- 9/12 10/10 世話人会・例会
- 10/16 「フォーラム・交通事故2007」開催
- 11/14 世話人会・例会
- 11/25 「犯罪被害者週間全国大会2007」(東京)
- 12/12 世話人会・例会

### 体験講話

- 9/13・10/10 江別高校(高石) 9/26上士幌高校(小野) 10/23 留萌中部3町村交通安全女性大会(山下) 10/25 後志交通安全セミナー
- 10/31 札幌市交通安全指導員研修会 11/14 札幌稲北高校 11/20札幌平岡高校 11/20小樽工業高校定時制 12/13 札幌厚別高校(前田)

- 免許停止処分者講習** 8/30 小野 9/14 太田  
10/26 荻野 11/29 内山 12/27 二宮

### パネル展示

- 8/8～18 函館市水道局 8/20～24 北区民センター 9/8・9 東急ストアあいの里店
- 9/19～22 江差町文化会館 9/25～28 中央区民センター 9/26 上士幌高校 10/22～26 江差町役場 10/29～11/2 清田区役所
- 11/12・13 札幌地下街オーロラスクエア 11/29 かでの2・7 12/10～14 渡島支庁

《 会員の皆さんへ 》 例会予定 2月13日 3月12日 4月9日 13時～ 事務所  
2008年の定期総会・交流会は 5月10日(土) 13:30～ 「かでの2・7」です。